

(概要版) 火災で被災された場合の手続き・利用できる制度

項目	内容	問合せ先
1. り災証明書の発行	各種手続きや、火災保険金の請求などに必要となる「り災証明書」を発行します。	消防本部予防課 023-634-1195
2. 個人住民税の減免	納める税額が減額または免除される場合があります。	市民税課 023-641-1212
3. 所得税・個人住民税の軽減	雑損控除の申告により、納める税額が減額される場合があります。	市民税課 023-641-1212
4. 法人市民税の申告・納付期限の延長	申告・納付期限が延長される場合があります。	市民税課 023-641-1212
5. 固定資産税(家屋・償却資産)の減免	損害の程度により固定資産税(家屋・償却資産)が減免になる場合があります。	資産税課 023-641-1212
6. 市税の猶予制度	市税を一時的に納付することができないと認められる場合、申請により市税の徴収を猶予します。	納税課 023-641-1212
7. マイナンバーカードの再発行	マイナンバーカードを消失した場合、再発行します。	市民課 023-641-1212
8. 印鑑の登録	印鑑登録証、実印のいずれか一方またはその両方を消失した場合、新たに印鑑を登録します。	市民課 023-641-1212
9. 国民年金保険料の免除	災害等によって被災し、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、国民年金保険料の納付が免除されます。	お近くの年金事務所又は市民課
10. 年金手帳を紛失されたとき	納付書や年金手帳を紛失またはき損したとき、再交付を申請することが可能です。	お近くの年金事務所
11. 国民健康保険被保険者証等の再交付	国民健康保険被保険者証、高齢受給者証等を消失、破損した場合、再発行します。	国民健康保険課 023-641-1212
12. 後期高齢者医療被保険者証等の再交付	後期高齢者医療被保険者証等を消失、破損した場合、再発行します。	国民健康保険課 023-641-1212
13. 国民健康保険税の減免	火災で著しい損害を受けたことにより保険税を支払うことが困難と認められる場合に、国民健康保険税を減免します。	国民健康保険課 023-641-1212
14. 国民健康保険一部負担金の減免等	火災で著しい損害を受けたことにより一部負担金を支払うことが困難と認められる場合に、入院医療費の一部負担金の支払いを免除または一定期間猶予する制度です。	国民健康保険課 023-641-1212
15. 後期高齢者医療保険料の減免等	火災で著しい損害を受けたことにより保険料を支払うことが困難と認められる場合に、保険料の減免等を行います。	国民健康保険課 023-641-1212
16. 後期高齢者医療一部負担金の減免等	火災で著しい損害を受けたことにより一部負担金を支払うことが困難と認められる場合に、一部負担金の減免等を行います。	国民健康保険課 023-641-1212
17. 母子健康手帳、乳幼児等の定期予防接種予診票及び乳幼児健康診査票等の再交付	母子健康手帳、妊婦健康診査補助券、妊婦歯科健康診査受診票及び母子健康手帳別冊(乳幼児等の定期予防接種予診票・乳幼児健康診査票等)を消失した場合、再交付します。	母子保健課 (山形市保健所内) 023-647-2280

18. り災により発生した家庭系廃棄物の受入及び処理手数料免除	り災で発生した家庭系廃棄物の受入及び廃棄物処理手数料の免除制度があります。	廃棄物指導課 ごみ減量推進課 023-641-1212
19. 介護保険料の減免	火災で損害を受けたことにより保険料を負担することが著しく困難であると認められる場合に、保険料を減免します。	介護保険課 023-641-1212
20. 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証の再発行	介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証を焼失等した場合、再交付します。	介護保険課 023-641-1212
21. 身体障がい者手帳等の再交付	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を消失、破損・汚損した場合、再交付します。	障がい福祉課 023-641-1212
22. 特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の事務手続き、所得制限の特例	各種手続きの添付書類等を省略、またはこれにかわるべき他の書類等を添えて申請が可能となります。また、被災者等の所得制限の特例措置があります。	障がい福祉課 023-641-1212
23. 障がい福祉サービス・通所サービス等の利用、費用負担に係る特例措置	各種サービスの利用について状況に応じてサービスの提供等が可能な場合があります。また費用負担についても特例措置があります。	障がい福祉課 023-641-1212
24. 各種障がい福祉サービス等受給者証の再交付	以下の障がい福祉サービス等受給者証を再交付します。 ・障がい福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者証、地域相談支援受給者証 ・(障がい児)通所受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証 ・地域生活支援受給者証	障がい福祉課 023-641-1212
25. 自立支援医療受給者証の再発行	自立支援医療受給者証(育成医療・更生医療・精神通院医療)を消失、破損・汚損した場合、再交付します。	障がい福祉課 023-641-1212
26. 心身障がい者扶養共済制度加入証書・年金証書の再交付	心身障がい者扶養共済制度加入証書・年金証書を消失、破損・汚損した場合、再交付します。	障がい福祉課 023-641-1212
27. 確認申請手数料の減免	災害により滅失し又は損壊した建築物を建築しようとする場合における手数料の額を減額し、又は免除します。	建築指導課 023-641-1212
28. 上下水道の使用中止届	火災により、上下水道の使用を一時的に中止する場合に届出が必要になります。	上下水道部 023-645-1177
29. 児童生徒教科用図書給付	火災により焼失した小中学校児童生徒用教科用図書を無償で給付します。	学校教育課 023-641-1212

山形市消防本部予防課

023-634-1195